

『長野市立■■■中学校におけるいじめの重大事態に関する報告書』

公表版

長野市立■■■中学校
令和8年 3月30日

1 重大事態調査の位置付け

重大事態の別（1号かつ2号）

重大事態の認定日 令和7年11月21日（金）

地方公共団体の長等への報告日 令和7年12月9日（火）

2 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的

法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。民事、刑事、行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(2) 調査期間

調査組織の設置日 令和7年10月21日（火）

調査開始日 令和7年10月21日（火）

調査終了日 令和8年3月25日（水）

(3) 調査組織の構成

中学校長	中学校教頭	教務主任
生徒指導主事	1学年主任	1年組担任
1学年生徒指導担当	2学年主任	3学年主任
特別支援CO	登校支援CO	養護助教諭

秋山 拓也・長野市教育委員会指導主事 轟 博和・長野市教育委員会係長
倉崎 亜希子・弁護士（長野市いじめ問題等調査員）

3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

重大事態が発生した学校 長野市立 中学校

対象生徒 1年組 (以下、Aという)

関係生徒 1年組 (以下、Bという)

1年組 (以下、Cという)

(2) 当該事案の概要

令和7年10月21日（火）、3校時の家庭科で調理実習の授業中に制服のブレザー、ネクタイ、ネームプレートが無くなったとAから教科担任に訴えがあった。その日のうちに、教員や学級、学年に情報提供の依頼や確認、検索を行い、翌22日に被服室外の排水溝からブレザーが発見された。その後ネームプレートも見つかったが、ネクタイは現在のところ見つかっていない。Aは不安を感じ、翌22日以降登校できていない（上記事案発生後の欠席23日）。また、学校が情報収集する中で、ブレザー等が無くなる前に起きたAに対するいじめ事案について、新たな事実が明らかになった。Aはブレザー等が無くなった件と、ブレザー等が無くなる前のいじめを理由に転校を希望していることから、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに則り、いじめの重大事態として対応することにした。

4 調査対象となる行為

- ①：令和7年10月21日（火）に、Aのブレザー、ネクタイ、ネームプレートが無くなったこと
- ②：1学期以降、BがCに指示を出し、Aに対してボールをぶついたり暴力を振るったり、肩にぶつかったりしたこと、及びCが単独でAの机にわざとぶつかったり、Aのタブレットをシャットダウンしたりしたこと

5 調査の内容

(1) 調査方法

- ・校内いじめ対策委員会の職員による対象生徒及び関係生徒への聴き取り
- ・全校生徒及び1年■組を対象にしたアンケートの実施
- ・■中職員を対象にしたアンケートの実施
- ・長野市教育委員会、調査組織の弁護士によるA、B、C及びA母への聴き取り
- ・長野市教育委員会、調査組織の弁護士による1年■組担任及び1学年主任への聴き取り
- ・校内いじめ対策委員会の職員の認識、本件関連資料等の精査

(2) 調査内容

ア 調査事項

調査対象①及び調査対象②の要因及び態様等

イ 聴き取り日とその対象とした生徒及び保護者（いじめ重大事態調査組織設置前含む）

- 令和7年 7月17日（木）調査対象②について、様子を知る生徒への聴き取り
- 令和7年 7月18日（金）調査対象②について、A、B、Cへの聴き取り
- 令和7年 7月22日（火）調査対象②について、Aへの聴き取り
- 令和7年10月22日（水）調査対象①について、クラス全員へアンケート・聴き取り
- 令和7年10月23日（木）調査対象①について、Cへの聴き取り
- 令和7年10月24日（金）調査対象①について、クラス全員へアンケート・聴き取り
- 令和7年10月24日（金）調査対象②について、B及びCへの聴き取り
- 令和7年10月28日（火）調査対象①について、クラス全員へ聴き取り
- 令和7年10月30日（木）調査対象①について、学年へのアンケート
- 令和7年11月 4日（火）調査対象②について、B及びCへの聴き取り
- 令和7年12月19日（金）長野市教育委員会、調査組織の弁護士による
A及びA母への聴き取り
- 令和7年12月22日（月）調査対象①について職員を対象にしたアンケート
調査対象②について1年■組を対象にしたアンケート
- 令和7年12月23日（火）調査対象①について全校生徒を対象にしたアンケート
- 令和7年12月24日（水）長野市教育委員会、調査組織の弁護士による
B、C及び1年■組担任、1学年主任への聴き取り
- 令和8年 2月12日（木）長野市教育委員会、調査組織の弁護士によるBへの聴き取り

ウ 調査組織の会議の開催日時と内容（いじめ重大事態調査組織設置前いじめ調査を含む）

開催日時	内容（項目）
令和7年 7月17日（木）	第1回いじめ対策委員会小委員会開催 前日に起きたAとCのプロレスごっこの事案について、様子を知る生徒からの聴き取り内容の共有及び今後の対応の検討
令和7年 7月18日（金）	第2回いじめ対策委員会小委員会開催 プロレスごっこの事案について、A、B、Cからの聴き取り内容の共有及び今後の対応の検討
令和7年 7月22日（火）	第3回いじめ対策委員会小委員会開催 Aから聞き取った気持ちや願いについて、共有及び今後の対応の検討
令和7年 10月22日（水）	第4回いじめ対策委員会小委員会開催 ブレザー等紛失について、対応を協議
令和7年 10月22日（水）	第1回いじめ対策委員会開催 ブレザー等紛失について、アンケート結果・聴き取り内容確認、今後の再発防止策の検討
令和7年 10月23日（木）	第5回いじめ対策委員会小委員会開催 ブレザー等紛失について、Cへの聴き取り内容確認、今後の対応の検討
令和7年 10月23日（木）	第6回いじめ対策委員会小委員会開催 A保護者との懇談内容の情報共有、今後の対応の検討
令和7年 10月24日（金）	第7回いじめ対策委員会小委員会開催 ブレザー等紛失について、2回目のアンケート・聴き取り実施の確認
令和7年 10月24日（金）	第2回いじめ対策委員会開催 ブレザー等紛失について、2回目のアンケート結果・聴き取り内容の共有及び今後の対応の検討
令和7年 10月24日（金）	第8回いじめ対策委員会小委員会開催 1学期からのいじめについて、B及びCへの聴き取り内容共有
令和7年 10月27日（月）	第9回いじめ対策委員会小委員会開催 ブレザー等紛失について、3回目の聴き取りの実施を検討
令和7年 10月28日（火）	第10回いじめ対策委員会小委員会開催 ブレザー等紛失について、3回目の聴き取り内容共有
令和7年 10月29日（水）	第11回いじめ対策委員会小委員会開催 ブレザー等紛失について、学年集会の内容とその後のクラス指導、学年アンケートについて検討
令和7年 10月30日（木）	第12回いじめ対策委員会小委員会開催 ブレザー等紛失について、学年集会の内容とその後のクラス指導、学年アンケートについて検討

令和7年11月4日(火)	第13回いじめ対策委員会小委員会開催 A保護者との懇談内容の情報共有、1学期からのいじめについて、B及びCへの2回目の聴き取りの検討
令和7年11月4日(火)	第14回いじめ対策委員会小委員会開催 1学期からのいじめについて、B及びCへの2回目の聴き取り内容を共有
令和7年11月5日(水)	第15回いじめ対策委員会小委員会開催 1学期からのいじめについて、B、C保護者との懇談内容の情報共有
令和7年11月6日(木)	第16回いじめ対策委員会小委員会開催 BとBの母親及びCとCの母親及とAの母親と懇談の内容について検討
令和7年11月7日(金)	第17回いじめ対策委員会小委員会開催 BとBの母親及びCとCの母親及とAの母親と懇談の内容について共有及び今後の対応の検討
令和7年11月11日(火)	第18回いじめ対策委員会小委員会開催 南警察署への連絡の結果および、担任とAの母親と電話連絡の内容について共有及び今後の対応の検討
令和7年11月12日(水)	第19回いじめ対策委員会小委員会開催 今後のAへの支援およびBとCへの指導、再発防止に向けた今後の対応の検討
令和7年11月14日(金)	第20回いじめ対策委員会小委員会開催 Aへのオンライン授業や登校支援について検討
令和7年11月19日(水)	第21回いじめ対策委員会小委員会開催 Aおよび保護者に転校の意思があることを共有、今後の対応の検討
令和7年11月21日(金)	第3回いじめ対策委員会開催 いじめ重大事態として対応していくことを共有、今後の対応の検討
令和7年11月21日(金)	第22回いじめ対策委員会小委員会開催 Aへのオンライン授業の具体について検討、確認
令和7年11月26日(水)	第23回いじめ対策委員会小委員会開催 Aへの転校に向けた支援について検討
令和7年11月28日(金)	第24回いじめ対策委員会小委員会開催 Aへのオンライン授業の経過の確認と個別懇談会中の学習支援について検討、確認
令和7年12月3日(水)	第25回いじめ対策委員会小委員会開催 Aへのオンライン授業の経過の確認と数学を中心とした学習支援について検討

令和7年12月8日(月)	第26回いじめ対策委員会小委員会開催 重大事態に係わる再調査の内容の共有及び今後の対応の検討
令和7年12月12日(金)	第27回いじめ対策委員会小委員会開催 重大事態に係わるアンケートの内容の共有及び、Bへの今後の指導について検討
令和7年12月15日(月)	第28回いじめ対策委員会小委員会開催 巡回相談員によりBの観察結果の共有及び今後の対応の検討
令和7年12月17日(水)	第29回いじめ対策委員会小委員会開催 重大事態に係わるアンケートの内容修正の共有
令和7年12月19日(金)	第4回いじめ対策委員会開催 いじめ重大事態に関わる再調査の実施方法とアンケート内容の確認
令和7年12月22日(月)	第30回いじめ対策委員会小委員会開催 市教委によるB、Cへの聴き取り日程の確認及び、巡回相談員によるBとの面談結果の共有
令和7年12月24日(水)	第31回いじめ対策委員会小委員会開催 実施したアンケートの結果の確認及び、今後の対応の検討
令和8年1月6日(火)	第32回いじめ対策委員会小委員会開催 アンケートの結果を踏まえた今後の対応の検討

6 当該事案に係る聴き取り

(1) 長野市教育委員会及び調査組織の弁護士によるAからの聴き取り内容(令和7年12月19日)

(ア) プレザー等が紛失したことについて

・無くなったときは強いショックを受けた。誰がやったのかも分からず、不安が続いている。

(イ) 1学期からのいじめについて

- ・急にいじめが始まり、きっかけには心当たりがない。
- ・Bからは小学校の頃から嫌なことをされてきていた。中学になってからはCに指示を出していじめをしてきていた。
- ・Cは2学期からBと組んでいじめをするようになり、Bと同罪だと感じている。
- ・Cからは1学期の時に、余っていた給食のパンを「食べよ」と言われたことがある。最終的には食べずに返したが、断っても押しつけてきた。

(ウ) 学校の対応について

・担任に何度も相談し、聴き取りや謝罪の会なども行われてきたが、いじめは改善されなかった。形だけの謝罪では何も変わらないと感じた。

(2) Bからの聴き取り内容

【1学期からのいじめについて聴き取り(令和7年10月24日)】

- ・5月中旬頃からAのことが嫌になっていた。Aが係の仕事を他の生徒に押し付けていることを見たことがあり、不満があった。

- ・7月半ばから、Cに指示を出すようになった。宿泊学習の後、体育館で「ボールをぶつけてこい」と言った。
- ・教室で、「暴力してこい」「肩ぶつけてこい」と言ったことが2回くらいある。
- ・「決着つけようぜ」と言って、プロレスみたいなことを始めさせた。それ以降は、指示も暴力もしていない。

【1学期からのいじめについて聴き取り2回目（令和7年11月4日）】

- ・6月後半頃、Cに対して「Aのところに行って肩をぶつけてこい」、「Aのところに行ってボールをぶつけてこい」、「蹴ってこい」などと言った。
- ・Aに対して嫌な気持ちを持っていた。理由の一つは、給食の時間にAが毎日配膳をしておらず、そのことでイライラしていた。また、■組の女子に関する事で、Aが先輩を使って脅したりしていると聞いた。これらの出来事から、Aに対して「何かしてやろう」と思い、そのような行為をした。
- ・夏休みに入る前、CとAが毎日のように勝敗を決めて喧嘩をしていたため、「そろそろ決着をつけようぜ」と言って煽るようなことをした。その結果、Aにはあざができ、Cは鼻血を出した。

【長野市教育委員会及び調査組織の弁護士によるBからの聴き取り内容（令和7年12月24日）】

(ア) 1学期からのいじめについて

- ・Cを使って肩をぶつけさせたり、蹴らせたり、ボールをぶつけさせたりした。Cにやらせ始めたのは7月くらいから。他の生徒にさせるということにはなかった。
- ・小学校の頃には自分が直接Aにしてしまったことがあった。中学に入ってから自分直接したことはないが、Aのウワサみたいなことを周りに言うことはあった。
- ・Aの言動や振る舞いに対して嫌だなという気持ちがあった。5月くらいにAが別のクラスの女子のことについて嘘をついて、その子が嫌な気持ちになったこともあって、だんだん腹が立ってきた。
- ・1学期にAとCのプロレスごっこを煽ったことで、夏休み明けすぐに校長先生から注意を受けた。それ以降はAとは関わらないようにしようと思っていたので、何もしていない。
- ・Aが転校することになってしまい、謝りたいと思う。

(イ) ブレザー等が紛失したことについて

- ・無くなったときは知らなかったが、その日の帰りの学活のときに無くなっただらしいという話を聞いた。

【長野市教育委員会及び調査組織の弁護士によるBからの聴き取り内容（令和8年2月12日）】

- ・「Aが係の仕事を他の生徒に押しつけていた」というのは、給食当番のこと。
→関係する生徒からの聴き取りでは「(押しつけられたという)心当たりはない」と答えた。
- ・Aだけというわけではないが、Aがちょくちょく配膳をしないときがあった。
→周囲の生徒からの聴き取りでは、「Aも1回くらいはあったかもしれないが、誰でもあること」という話があった。
- ・聴き取りや謝罪の会の時など、聞かれたことについて自分が話せることは話した。
- ・2学期以降は迷惑をかけてしまうと思っていたので、Aとできるだけ距離を取った。Aから自分の方に来るときもあったが、できるだけ関わりをもたないようにした。

(3) Cからの聴き取り内容

【ブレザー紛失について聴き取り（令和7年10月23日）】

- ・1学期中に、Aと取っ組み合いの喧嘩をしたことがある。そのことから、自分が疑われているのではないかと感じている。
- ・家庭科の授業中、給食着を片付けるために教科担任に許可を得て調理室を出た。時間帯は11時20分～23分ごろ。同じ班の女子もいた。その際、他に人はいなかった。

【1学期からのいじめについて聴き取り（令和7年10月24日）】

- ・5月前半に、教室でAのふくらはぎを軽く蹴った。Bから「Aを蹴ってこい」と言われた。小声で言われるなど周りに分からないようなジェスチャーだった。
- ・6月頃、Aにちょっかいを出していた。取っ組み合いをしたり、持ち物を取ったりした。地理の授業の頃、2時間目の休み時間、技術の授業などであった。
- ・Bから「殴ってこい」と言われた。肩や腕を手のひらで叩いた。
- ・7月中旬に、Bから「ボールをぶつけてこい」と言われ、体育館でAにボールをぶつけた。また、教室で「暴力してこい」「肩ぶつけてこい」と言われたことが2回くらいある。言われた通りにやった。プロレスみたいなこともした。
- ・「コッペパン食わなかったら死刑」と言ったり、物を隠したりした。
- ・9月中・下旬ごろ、Bから「Aがゲームしてるからタブレット消してこい」と言われて、2回タブレットをシャットダウンした。
- ・言われたことをやらないと「Cの黒歴史をばらす」とBに言われていた。

【1学期からのいじめについて聴き取り2回目（令和7年11月4日）】

- ・殴ることについては、肩の辺りを手のひらで軽く叩いた。蹴る行為では、Aのふくらはぎを蹴った。
- ・Aが使用していたパソコンを、シャットダウンした。
- ・Aの机に、わざと当たるようなことをした。

【長野市教育委員会及び調査組織の弁護士によるCからの聴き取り内容（令和7年12月24日）】

(ア) 1学期からのいじめについて

- ・Bから指示されてやってしまったことと、自分からやってしまったことがある。
- ・Bから指示されて蹴ったり殴ったり、机にわざとぶつかったり、Aのパソコンをシャットダウンしたりした。断ろうとすると、自分の黒歴史をばらすとBから言われるのでやってしまった。指示されるのは嫌だった。
- ・自分からやったことはAを蹴ったこと。また、Aが授業中に関係ないことをしていて、注意したときに肩を叩いたことが殴ったと捉えられてしまった。
- ・給食でAが早く食べ終わって、時間があるから「これ食べてよ」という感じで余っていたパンを渡した。Aはやだと言ったが、自分もいやだけど食べてるんだと言った。結局食べてはもらえず、パンは自分に返ってきた。
- ・プロレスごっこについては、Aがやろうと何回も言ってきたので、相手をしたらAがケガをした。自分も殴られて鼻血が出た。担任の先生が来たが、お互いに謝って終わった。自分が悪者扱いされたと感じて不満だった。
- ・プロレスごっこの件以降は、Aと距離をとろうと思い、Aに「縁を切ろう」と言った。

- ・Aが学校に来られなくなってしまう、申し訳ないと思う。やってしまった自分が悪いと思っている。

(イ) ブレザー等が紛失したことについて

- ・調理実習が終わって被服室へ行ったら、Aがブレザーを探していた。自分が取ったのではないかと疑われた。その時自分は他の人の名札を持っていたことも影響していたと思う。

(4) 長野市教育委員会及び調査組織の弁護士による1年■組担任からの聴き取り内容（令和7年12月24日）

(ア) 1学期からのいじめについて

- ・プロレスごっこの件では、教室に行ったときにCがAに覆いかぶさっている状態だったため、制止した。互いを離して落ち着かせてから次の授業に向かわせた。経緯や背景についてはその後の事実確認の中で知った。
- ・プロレスごっこの件以降は、CがAの筆箱を取ったり、タブレットの電源を切ったりするという訴えがAからあった。
- ・プロレスごっこの件以外では、BがAに対して何かしたという場面を見たことはなく、そのような話も把握していない。

(イ) ブレザーが紛失した後の対応について

- ・Aが欠席している間の学習支援について、学校に関することを話題にするとAが不安を感じる気持ちがあるという点で、自身がAと話をすることや、学習につなげるのは難しいと感じていたが、それを保護者と連絡を取り合いながら進めることができていなかったと感じている。

(5) 長野市教育委員会及び調査組織の弁護士による学年主任からの聴き取り内容（令和7年12月24日）

(ア) 1学期からのいじめについて

- ・プロレスごっこの件以外ではAに対するBやCのトラブルについて、自分が見聞きした情報はなかった。その後の聴き取りの中でタブレットの電源を切る等の詳細の話が出てきた。

(イ) ブレザーが紛失した後の対応について

- ・ブレザーが見つかった日にAの母と電話でやり取りをした。Aの母からは現場の写真を要望する等の話があった。

(6) ブレザー等が紛失したことに係るアンケート結果（12月22・23日実施）

(ア) 教職員対象アンケート

- ・ブレザーが発見された場所は、ブレザーが無くなった21日にも複数の先生で探したはずの場所であったため、自分たちが見落とした可能性もあるが、22日に動かされた可能性もあると感じている。
- ・10月21日の家庭科の授業中に、トイレ休憩等で調理室を退出した生徒が数人いた。

(イ) 全校生徒対象アンケート

- ・家庭科の調理実習の時にAのブレザーやネクタイが無くなったという話を聞いた。

- ・ Aが「ブレザーやネクタイが無くなった」と言って探していた。
- ・ 調理実習後や、昼休みも探したが見つからなかった。クラスでも協力して探したが見つからなかった。

(7) 1学期からのいじめに係る1年 組対象のアンケート結果 (12月23日実施)

- ・ CがAを叩いたり蹴ったりしていた。物を取ったり隠したりしていた。
- ・ CがAを窓とロッカーのすきまに挟んで押していた。
- ・ AとCがケンカみたいなことをしていた。

7 当該事案の経過 (いじめ重大事態調査組織設置前含む)

期日	内容
令和7年 7月17日(木)	教諭が7月16日(水)に起きたAとCのプロレスごっこについて、様子を目撃した生徒から聞き取りを行う。
令和7年 7月18日(金)	教諭がA、B及びCからそれぞれ気持ち等を聞き取る。
令和7年 8月29日(金) 17:00頃	教頭、教諭、教諭、A及びAの母親で懇談を実施する。AやAの母親の気持ちや困り感等について話し合う。
令和7年 9月9日(火) 13:00頃	校長、教頭、教諭、教諭及びBで懇談を行い、Bがしたことや、今思っていること等を聞き取る。
令和7年 9月11日(木) 13:00頃	校長、教頭、教諭、教諭、A、B及びAの母親で懇談を行い、AとBそれぞれが気持ちや今後への思いを話し、校長が指導した。
令和7年 10月21日(火) 13:30頃	校長が、教頭からAの制服とネクタイが紛失したと以下のように電話で報告を受けた。 ・ 2、3時間目の家庭科の調理実習中に、被服室に置いてあったAの制服とネクタイが無くなった、ポケットに入れておいた名札もないと、Aと教科担任の教諭から、昼休みに報告を受けた。 校長は、教頭にクラス内に間違えて着ている生徒はいないかを確認するとともに、空いている職員で被服室及び周辺の捜索を行うよう指示した。
令和7年 10月21日(火) 14:50頃	校長が、教頭から制服の確認と捜索の状況について電話で報告を受けた。 ・ 清掃時間終了から、帰りの学活にかけて、担任と教務主任の教諭、学年職員の教諭及び教諭で、取り違えて着ている生徒がいらないか確認をおこなったが、取り違いはなかった。 ・ 教諭、教諭、教諭及び教頭で被服室・調理室、4棟周辺を捜したが、見つからなかった。 校長は教頭に対し、帰宅前にAへのフォローと、保護者に連絡をとるとともに、引き続き一学年職員及び生徒対応の終えた職員による捜索を行うよう指示。

令和7年 10月21日(火) 16:50頃	<p>校長が、教頭から以下のように電話で報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一学年職員と共に捜索を行っているが見つからない。 ・Aの母親から連絡があり、Aがショックを受けているため、見つかるまで学校に行けないと言っている。 <p>校長は教頭に、学級の保護者に、制服の取り違いがないか家庭で確認してもらおうよう、PTAメールで配信するよう指示。</p>
令和7年 10月22日(水) 8:00頃	<p>校長が、教頭から以下のように報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各家庭からの新しい情報はない。 ・朝、Aの母親からメールがあり、とても残念で悲しさしかない、制服が手元に来るまで学校には行けない。
令和7年 10月22日(水) 8:05頃	<p>校長が、いじめ対策委員会小委員会()を招集して対応を協議し、以下のように対応を指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝、担任、教科担任から指導をした後、アンケートを実施する。 ・1時間目にクラスの生徒全員で捜索活動を行う。 ・アンケートの結果から個別に聴き取りを行う。 ・クラス全員に対し、再度取り違え等がないか一人ひとりに確認する。 ・代替の制服とネクタイを用意し、Aに届ける。
令和7年 10月22日(水) 13:00頃	<p>校長が担任より、新たな手掛かりは見つからない旨の報告を受けた。</p> <p>校長は、帰りの学活で誰かを疑っているわけではないということ、不確定な情報を拡散させないようにすることを、教頭同席のもと、学年主任からクラスの生徒に話すよう指示。</p> <p>校長は、市教育委員会に電話で一報。</p>
令和7年 10月22日(水) 15:30頃	<p>校長が、臨時の職員連絡会を開き、情報共有を行うと共に、全職員に制服・ネクタイの捜索を指示。</p>
令和7年 10月22日(水) 15:44頃	<p>制服が被服室外の側溝から見つかり、右ポケットの中には自転車の鍵、胸ポケットには校歌の歌詞カードが入っていた。制服が汚れていたため、校長がクリーニングすることを教務主任に指示。</p>
令和7年 10月22日(水) 16:00頃	<p>校長が、いじめ対策委員会()を招集し、以下の内容について共有、および協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここまでの生徒のアンケートと聴き取りの内容の確認。 ・クラスの生徒の中に21日に自転車の鍵をなくした生徒がいることを確認。 ・今後の対応と再発防止策について。
令和7年 10月22日(水) 17:00頃	<p>制服発見の連絡をAの母親に電話した1学年主任より、母親の話について以下のように報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意図的に隠されたということではないのか。 ・現場の写真を送って欲しい。 ・調査した内容を文書で報告して欲しい。 ・空き教室の管理をきちんとして欲しい。 <p>※令和7年12月19日の聴き取りで、Aの母親はこの時、見つかった場所や</p>

	<p>状況を確認したい旨を伝えたものの、学校に断られたことや、警察で指紋を取ってもらうためにブレザーをそのままにしてほしい旨を伝えたと話しているが、この要望について学校側の当時の記録では確認できなかった。</p>
<p>令和7年 10月23日(木) 8:00頃</p>	<p>校長が、いじめ対策委員会小委員会()を招集し、本日の対応を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに生徒への聴き取りを続ける。 ・校長がAの家庭に連絡し、夕方に担任、1学年生徒指導、教頭が家庭訪問をする旨を伝える。
<p>令和7年 10月23日(木) 16:00頃</p>	<p>校長が、いじめ対策委員会小委員会()を招集し、生徒への聴き取り内容を共有した。</p> <p>家庭訪問の対応について以下の点について確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替の制服とネクタイを用意する。 ・制服の捜索体制や捜索方法の状況。 ・現在有力な情報は得られていないこと。 ・今後、もう一度状況の事実の聴き取りを全員に行い、情報を精査して、後日改めて報告するということ。 ・保護者の思いをしっかりと聴き取ってくること。 <p>教務主任に対し、自転車の鍵を紛失した生徒の自宅に行き、制服のポケットに入っていた鍵との照合をするよう校長が指示。</p>
<p>令和7年 10月23日(木) 20:00頃</p>	<p>担任、1学年生徒指導担当、教頭が家庭訪問をして、Aの保護者(父親、母親)と話をした内容について以下のように校長へ報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見つかったブレザーの胸ポケットに校歌の歌詞カードが入っていたことをAの保護者に伝えた。 ・Aの保護者からは、今週中の解決をお願いしたいと要望があった。 ・制服紛失に関わった生徒が分かるまでは、Aは怖くて学校に行けない。 <p>1学年生徒指導担当が、以下の内容をAの保護者に電話連絡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員の人権に関わることなので慎重に調べていく。 ・明日、もう一度アンケートを行い、新しい情報を得たい。
<p>令和7年 10月24日(金) 8:00頃</p>	<p>校長が、いじめ対策委員会小委員会()を招集し、2回目のアンケートをとり、全員の聴き取りを行うことを確認。</p>
<p>令和7年 10月24日(金) 10:30頃</p>	<p>校長が、いじめ対策委員会()を招集し、生徒のアンケート結果や聴き取りの内容について共有、および協議を行った。</p> <p>調査結果について保護者へ連絡することを確認。</p>
<p>令和7年 10月24日(金) 17:00頃</p>	<p>Aの母親が来校。制服が見つかった場所を教頭が案内し、その内容について以下の通り校長が報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親は警察に通報したい旨を話し、学校も警察や教育委員会と連携して欲しいとの要望があった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットに自転車の鍵が入っていたことを母親に伝えた。母親がAに確認したが、心当たりはないと言っていた。
令和7年 10月24日(金) 17:30頃	<p>校長が、1学年主任より別件でのCへの聴き取り及びBへの聴き取りの内容について報告を受けた際、以下の通り、本件についても報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Cは、Bに小学校時代の恥ずかしい経験をみんなに言いふらすと脅され、Bの言いなりになっていた。Bの指示により、Aの机にわざとぶつかったり、タブレットをわざとシャットダウンしたり、暴力をふるったりした。 ・上記内容についてBも大筋を認めている。 ・B、C共に制服紛失への関与は否定した。
令和7年 10月24日(金) 20:00頃	<p>教頭がAの母親へ連絡し、Aの母親から、Aの心が回復してきたら学習支援をして欲しいと要望を受けたことを校長へ報告した。</p>
令和7年 10月27日(月) 15:30頃	<p>長野市教育委員会職員及びいじめ問題等調査員が来校。対応について第三者の立場から助言を受けた。</p>
令和7年 10月27日(月) 19:00頃	<p>校長が、いじめ対策委員会小委員会()を招集し、制服が紛失した21日の家庭科の授業中の一人一人の生徒の動きについて改めて調査することを確認。</p>
令和7年 10月28日(火) 8:00頃	<p>校長が1年 組の学活に参加し以下の内容を生徒に話した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aの安心のため、まだ伝えていない細かい情報を提供して欲しい。 ・制服がなくなったAの気持ちに思いを寄せ、友だちを守るクラスにしていくため、一人一人の行動を大切にしたい。
令和7年 10月28日(火) 10:25頃	<p>校長が、いじめ対策委員会小委員会()を招集し、聴き取りの状況を共有。昼休みに職員連絡会を開き、全職員に進捗状況を説明することを確認。</p>
令和7年 10月28日(火) 13:10頃	<p>職員連絡会をひらき、以下の点を職員と共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒への聴き取りから、紛失したと思われる家庭科の時間の生徒・職員の動向。 ・いじめ問題等調査員、市教委にも助言を求めていること。 ・保護者が警察に被害届を出したことにより、校内で捜査等が行われる可能性があること。 ・Aが学校に行くことへの不安を感じ、衰弱している様子であることを踏まえ、保護者とともにメンタルケア及び学習支援、登校支援を進めること。
令和7年 10月28日(火) 17:30頃	<p>Aの母親が来校し、校長と教頭が懇談した。被服室、調理室における21日の家庭科の時間の生徒の動向について、制服がないと本人が気づくまで、他の生徒が被服室と調理室を行き来した証言は得られなかったことを伝えた。母親から、以下のような話があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aが衰弱している様子が切ない。 ・毎日、父母で紛失した原因を色々考える日々を送っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・誰がやったか分からないままでは、怖くて学校に行けないと言っている。このままでは、転校も考えないといけなく考えている。 ・学校がクリーニングに出してしまったのは証拠隠滅ではないか。 <p>学校からは、生徒の言動の調査結果を明日報告すること、警察の捜査に関する話は木曜日に行い、話す内容については翌日保護者に確認すると伝えた。</p>
令和7年 10月28日(火) 19:30頃	長野市教育委員会に電話で、これまでの経緯を報告。
令和7年 10月29日(水) 9:00頃	校長が、いじめ対策委員会小委員会()を招集し、明日の学年集会とその後のクラス指導の内容について検討した。
令和7年 10月29日(水) 10:30頃	長野市教育委員会に以下の内容を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との懇談内容と学校への要望。 ・明日、学年集会を行い、学年全体の情報収集と各学級への指導を行う。 <p>長野市教育委員会から助言を受ける。</p>
令和7年 10月29日(水) 16:30頃	<p>Aの母親が来校し、校長、生徒指導主事等と懇談した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30日の学年集会で生徒指導主事が話す内容について、母に確認し承諾を得た。 ・21日の放課後における、生徒の言動についての調査の結果、事実が確認できなかったことを報告。 ・Bの指示により、CがAに対していじめをしていた件の調査に関する進捗状況を説明。 <p>Aの母親から、以下のような話があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察から「本人不在でも母だけで対応可」と連絡があったため、来週警察が学校に来る予定になった。 ・小学校時代にはBがAと別の生徒を交互にいじめていた。
令和7年 10月30日(木) 8:10頃	<p>1学年集会を開き、生徒指導主事より以下の話をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21日に1年生のブレザー1着・ネクタイ1本・ネームプレート1個が授業中に紛失したこと。 ・翌日にブレザーは見つかったが、ネクタイとネームプレートは未発見で、人為的な紛失が疑われること。 ・ブレザーやネクタイを人の手で持ち去る行為は犯罪であり、警察が捜査をする問題であること。 ・関わった人がいるならば正直に申し出てほしいこと。 <p>その後、学年生徒全員にアンケートを実施した。</p>
令和7年 10月30日(木) 16:00頃	校長が、いじめ対策委員会小委員会()を招集し、学年アンケートの結果を共有した。新たな手がかりとなる回答はなかった。

<p>令和7年 10月31日(金) 18:00頃</p>	<p>Aの母親が来校、校長が懇談した。 校長からは、制服紛失について生徒本人からの申し出やアンケートへの記述がなかったことを伝えた。 Aの母親は、家庭におけるAの様子について次のような状況があると話した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aが「自分は悪くないのになぜ転校しないといけないのか」と話したため、Aが転校を望んでいるわけではない。 ・Aは精神的負担が大きく、食欲不振で友人にも会えていない。姉が学校を休み、支えている。 ・Bに対する不信感や恐怖が強い。学校や建物を見ることすら嫌がっている。 ・Aは「耐えようとしていたが、ブレザーの件で限界を越えた」と話している。 ・対応が遅いこと、事前連絡なく発見されたブレザーをクリーニングに出してしまったことに不満を感じている。
<p>令和7年 11月4日(火) 12:15頃</p>	<p>南警察署刑事課2名、ならびに警察官2名が来校し、ブレザーが紛失した被服室内のAの席及び、発見場所の実況見分を行い、現場の写真撮影を実施した。</p>
<p>令和7年 11月4日(火) 17:30頃</p>	<p>南警察署刑事課が再び来校し、Aの母親、教頭と共に被服室および発見場所で行った実況見分と写真撮影を実施した後、母親から事情聴取した。</p>
<p>令和7年 11月4日(火) 17:30頃</p>	<p>Cの父母が来校。担任、学年主任、1学年生徒指導担当参加。学年主任より学校が把握した事実を説明。Aの家庭に対してCの母親と一緒に謝罪したいと話す。</p>
<p>令和7年 11月4日(火) 18:30頃</p>	<p>Bの母親が来校。担任、学年主任、1学年生徒指導担当参加。学年主任より学校が把握した事実を説明。Aの家庭に対してBの母親と一緒に謝罪することを了承。</p>
<p>令和7年 11月5日(水)</p>	<p>朝の学活時、1年■組にTTで入っていた■教諭が、AのロッカーにAの名札が入っているのを発見した。</p>
<p>令和7年 11月6日(木) 17:30頃</p>	<p>CとCの母親及びAの母親との懇談を学校職員同席のもと実施。Aはオンラインで参加した。CはAへの行為について謝罪の意思を示す。Cの母親は背景がどうであれ、行為を行ったCに責任があると述べて謝罪した。AとAの母親は、Cの謝罪を聞き、今後は安全で安心できる環境で生活したい意向を示す。</p>
<p>令和7年 11月6日(木) 19:00頃</p>	<p>BとBの父母及びAの母親との懇談を学校職員同席のもと実施。Aはオンラインで参加した。BはAへのいじめを認め、謝罪の意思を示す。Bの父母は行為の重大性を受け止め、家庭でも向き合い改善する姿勢を示す。Aの母親は、Aが小学校からの被害の積み重ねで登校できず、生活にも影響が出ており、謝罪だけではBを信用できないと話す。</p>

令和7年 11月7日(金) 9:30頃	長野市教育委員会へ懇談の内容について報告。
令和7年 11月20日(木)	Aの母親より長野市教育委員会へ、Aが欠席している間の学習支援がないことや、家庭通知等のプリントが届かないことについて訴えがある。 →学校は、学習支援の準備があることは伝えていたものの、その後の働きかけがなかったこと、家庭通知等のプリントを届けることを失念していたこと、学校の対応について管理職の見届けが不十分であったことが分かった。
令和7年 12月5日(金) 10:45頃	北信教育事務所主幹指導主事に経緯を報告。
令和7年 12月8日(月) 17:30頃	重大事態に関わり、再調査の内容の共有と今後の対応を検討。
令和7年 12月12日(金) 16:30頃	重大事態に関わり、全校・職員・1年■組生徒に対し行うアンケートの内容について検討。 Bへの今後の指導について検討
令和7年 12月15日(月) 11:00頃	巡回相談員より、Bの観察結果を聞き、今後の対応を検討。
令和7年 12月17日(水) 17:30頃	重大事態に関わる全校、職員、1年■組生徒へのアンケートについて修正内容の共有。
令和7年 12月19日(金)	Aが長野市立■中学校へ転校した。
令和7年 12月19日(金) 15:00~16:20	調査組織の弁護士及び長野市教育委員会の轟係長、秋山指導主事がA及びAの母親への聴き取りを行った。
令和7年 12月22日(月)	ブレザー等紛失について職員を対象にしたアンケート実施した。 1学期からのいじめについて1年■組を対象にしたアンケートを実施した。
令和7年 12月23日(火)	ブレザー等紛失について全校生徒を対象にしたアンケートを実施した。
令和7年 12月24日(水) 8:35~13:00	調査組織の弁護士及び長野市教育委員会の轟係長、秋山指導主事がB、C、担任、学年主任、教頭への聴き取りを行った。
令和8年 2月12日(木) 16:00~16:35	調査組織の弁護士及び長野市教育委員会の轟係長、秋山指導主事がBへの聴き取りを行った。

8 当該事案の事実経過から認定しうる事実

(1) ○調査対象となる行為①について

(ア) 令和7年10月21日(火)2校時の家庭科の調理実習が始まる前に、Aは、被服室に、自身のブレザーとネクタイを置いた。また、制服ブレザーのポケットの中にはAの名札を入れてあった。

調理実習が終わった後、Aが被服室に戻ったところ、自身のブレザー(ポケットに入っていた名札を含む)及びネクタイが、Aがそれらを置いた場所にはなかった。その後、上記報告を受けた校長からの指示に基づき、同日清掃時間終了から帰りの学活にかけて、担任、教務主任、学年職員2名で間違えてAのブレザーを着ている生徒がいないか確認したが、間違えてAのブレザーを着ている生徒は発見できなかった。また、職員複数名で被服室、調理室及び4棟周辺を、ブレザー及びネクタイがないか探したが、同日、見つからなかった。

(イ) 同月22日、全職員で、ブレザー及びネクタイを探したところ、同日午後3時44分ころ、Aのブレザーが被服室外の側溝から見つかった。同日発見されたAのブレザーのポケットにはAの名札は入っておらず、令和7年11月5日、1年■組の教室にあるAのロッカー内から、Aの名札が見つかった。Aのネクタイは、本日現在も発見されていない。

(ウ) Aのブレザー、ネクタイ及び名札が被服室から何者かに持ち出された事実は認定でき、状況から学校関係者である可能性が相当程度高いと思われるものの、持ち出した人物は不明である。

(エ) Aはブレザー等を何者かが持ち去った事に強いショックを受け、誰がやったか分からない不安も相まって10月22日以降連続して23日欠席した。

(オ) Aのブレザー、ネクタイ及び名札を持ち出されたことは、Aに心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となったAが心身の苦痛を感じるものであったことは間違いないところである。後記の1学期の状況から、A及びAの保護者がAのブレザー等の紛失を「いじめ」と感じたのは無理からぬことであるが、調査組織として調査を尽くしてもなお現時点までに行行為者の特定に至っていないため、法第2条第1項に定義中「一定の人的関係にある他の児童等が行う」の要件を満たさず、「いじめ」と認定することはできない。

(2) 調査対象となる行為②について

(ア) 令和7年1学期中に、Bは、教室で少なくとも2回、Cに対して、「Aのところに行って肩をぶつけてこい」、「蹴ってこい」と暴力をするように命じた。また、体育館で少なくとも1回、Cに対して、「Aのところに行って、ボールをぶつけてこい」と命じた。Cは、Bに言われたとおりに、Aに対し、暴力をふるった。

(イ) 令和7年1学期中、Cは、給食の時間に、嫌がるAに対し、余っていたパンを食べるように言い、パンを渡した。

(ウ) 令和7年7月16日、Bは、A及びCに対し、「決着をつけようぜ」といって、互いに暴力をふるうように煽り、1校時後の休み時間、2校時後の休み時間及び昼休みに、Bを含む複数名の生徒が見ている前で、A及びCが互いに暴力をふるいあった(このことは、「プ

ロレスごっこ事案」と言われた)。Bは、終始A及びCを煽り続けていた。昼休みに、1年■組担任が、東学習室内でCがAに覆いかぶさっている状態に気が付き、A及びCを離れた。Cの暴力行為によってAは体中に痣ができ、Aの暴力行為によってCは鼻血が出た。Aは、1年■組担任に対し、7月18日、Bへの恐怖や日頃のCから受ける行為の辛さや不安等を訴え、7月17日、18日、22日、8月22日、25日から29日、9月1日から5日、同月8日、9日、11日、12日及び22日に心身の不調を理由に欠席した。なお、7月24日から8月21日は夏休みであった。

- (エ) 令和7年9月11日、A、Aの母親、B、学校長、教頭、1学年生徒指導担当及び1年■組担任が参加し、話し合いの場が持たれた。
- (オ) 令和7年1学期、9月及び10月中でAが登校した日に、時期や回数は特定できないが、Cは、Aが利用中のタブレットの電源を切ったり、Aの机にわざとぶつかったり、Aを蹴ったり、Aの筆箱を取ったりしたことがあった。Bから指示されずC自身の判断でやった同様の行為もあり、上記(ア)及び(ウ)記載以外に、CがBから指示されてやった行為があったか、あったとしてBから指示されてやった具体的行為、時期の特定はできない。
- (カ) 1年■組担任は、(オ)記載のCの行為のうち、少なくとも、筆箱を取ったり、タブレットの電源を切ったりすることについて、Aからの訴えを受けて、把握していた。また、CのAに対する行為について、1年■組の生徒からの報告により、1年■組の担任は把握していた。
- (キ) 令和7年11月6日、学校職員同席のもとで、B及びBの父母、C及びCの母が、それぞれAの母及びオンラインで参加したAに対し、謝罪した。
- (ク) 上記(ア)及び(ウ)のBのAに対する行為、並びに上記(ア)(イ)(ウ)及び(オ)のCのAに対する行為は、いずれも法第2条第1項に定義されるところの「いじめ」に当たる。そして、上記(オ)のとおり、いじめ行為は9月以降も行われており、調査組織の聴き取りからもAの心身の苦痛は継続していることが明らかであるから、B及びCのAに対する「いじめ」は解決していない。

なお、CがBの命令に従ってAに対していじめ行為をした背景には、CがBから「Cの黒歴史をばらす」と言われ、自身の過去の出来事を学校で話題にされたくないと思ひ、やむを得ずやったという事情がある。また、Cは、Aを意識せず、普段の行動中、たまたまAの机にぶつかってしまったりすることもあった。

9 学校及び学校の設置者の対応

(1) 学校の対応について

- ・令和7年10月22日(水)に第1回いじめ対策委員会を招集して以降、組織的に事実確認や情報共有、支援・指導方法などの対応方針を決定し、生徒や保護者への対応を重ねた。
- ・本事案について全職員に周知し、教職員によるブレザー等の捜索、関係生徒への確認、保護者への連絡を行うとともに、翌日以降も複数回のアンケートや聴き取りを実施した。
- ・Aに対しては、保護者と連携しながら心理的ケアを最優先とし、オンライン授業等による学習支援や登校支援を検討・準備したものの、その後の働きかけがなく、管理職等の見届け不足もあり、支援開始時期に遅れが生じた。

- ・ B・Cに対しては、行為の事実確認を踏まえた指導と保護者への説明・懇談を行い、謝罪の場を設定するとともに、再発防止に向けた指導を継続した。
- ・ Aやその保護者の思いを丁寧に聴き取り、相談をしながら対応の方針を決定するよう、校長を中心に努めてきたが、校内における保護者との相談内容が十分に情報共有されていなかったことや、学校が把握した事実を保護者に十分に伝えていなかった点等があり、不信感を招く結果となった。
- ・ 長野市教育委員会やいじめ問題等調査員の弁護士と相談を重ねながら対応してきた。

(2) 学校の設置者の対応について

- ・ 校内のいじめ対策委員会を開き、組織的に対応していくこと、丁寧に事実確認をしながら対応していくこと等を助言した。
- ・ 学校の今後の対応について相談できるよういじめ問題等調査員を派遣した。
- ・ Aが欠席している間の学習支援や登校支援について、学校と共に対応を検討したが、実施されていないことをAの母親が長野市教育委員会へ連絡したことで知ることとなった。対応検討後の実施状況の確認が不足していた。
- ・ いじめの重大事態としての調査に向けて、指導主事等を学校に派遣し、今後の対応の検討や、関係する保護者への説明に向けた助言等を行った。
- ・ いじめの重大事態としての調査に係るアンケートの作成について、学校に助言を行った。
- ・ 調査組織の弁護士と共に、対象生徒やその保護者、関係生徒、担任等への聴き取りを実施した。

(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察

(ア) 学校について

- ・ 1学期のいじめ事案の対応に不十分・不適切な点があった

学校は、令和7年度「学校いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、「学校基本方針」という）を定めている。学校基本方針の「いじめの認知」には、「個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。」と記載されている。

しかしながら、学校は、1学期のいじめ事案を「いじめ」として当初認知せず、学校基本方針に基づく組織的な対応ができていなかった。夏休み後もAの欠席が続き、長期欠席に至ったことについて、学校の設置者に対し「いじめ」が原因であるとして報告しなかったために、学校は、学校の設置者による適時助言を受けることができなかった。

- ・ Aが所属する1年組担任へのフォローが不十分であった

本件学校は、地区の小学校から入学してくる生徒がほとんどであり、小学校の多くは校であることから、中学校での新しい人間関係に期待と不安を抱えて入学する生徒が多い（学校基本方針の参照）。1年次のクラス運営は容易ではないことが予想される。学校は、令和7年4月に講師として採用されたばかりで担任としてはもちろん、

教師としての経験もなかった者を1年組担任として配置した。そうであれば、1年組担任に対し、学校長・教頭をはじめとしたいわゆる縦のラインでも、1年生を担当する教師相互のいわゆる横のラインでも、フォロー体制を整え、学校として十分に1年組担任を支えていく必要があった。

しかしながら、1年組において1学期から生徒間のトラブルが発生し、担任が問題意識をもって生徒を観察する状況にあったにも関わらず、1年組の担任が同僚に相談したり、経験豊かな教員が1年組の担任に対し適時適切に声がけをしたりといったことが、十分に行われていたとは認めがたい。そのため、いじめ未然防止やいじめ解消に向けた取り組みが十分にできていなかったと指摘せざるを得ない。

・記録の取り方が不十分であった

どのような形式で記録をとるか、どこまで詳細に記録を残すか等は正解の一つではないが、生徒から人間関係を巡る相談や訴えの内容、日にち、担任の対応、対応後の結果等の基本的な事項は、クラス運営に必要な事項であるし、場合によっては学校が組織的対応をすることになるのだから、記録する必要がある。

しかしながら、1年組担任の聴取結果から、A、B及びCについて問題意識をもって観察していたことは間違いないものの、いつ、どのようなことがあったのかについて、後日正確に第三者が確認できる記録がなかったことは、本件いじめ事案への各種対応を困難にした。

・保護者への連絡が適時適切になされていなかった

学校は、いじめの早期発見の取組として、保護者との連携を掲げている（学校基本方針の参照）。いじめ（いじめの疑いを含む）に適時適切に対応していくためには、学校と保護者の信頼関係構築は必要不可欠である。そのためには、日ごろから保護者から相談を受けられるよう呼びかけるだけでなく、学校は、保護者へ適時適切に連絡ができるよう、学校内で情報共有し、保護者への連絡体制を整えることが重要である。

しかしながら、学校は、情報共有や保護者への連絡体制を整えることができおらず、学校が把握していた出来事を学校からAの保護者に迅速に連絡していなかったり、Aの保護者から学校へ連絡があった事項について学校内で情報が錯綜したりする等して、学校は、Aの保護者との信頼関係を構築して、Aが安心して充実した学校生活を送ることができるようにするための対応をすることができなかった。

(イ) 学校及び学校の設置者について

・被害生徒の学習権保障が不十分であった

学校及び学校の設置者は、成長発達段階にある子どもにとっての一日、一週間、一か月がどれだけ大切なものであるか、子どもの時間の重みを念頭において、子どもが直面している問題の対応にあたらねばならない。問題の対応期間中であっても、学校及び学校の設置者は、在籍している全ての生徒の学習権を保障することを忘れてはならない。

しかしながら、学校は、問題の対応に追われ、学校の設置者からの指摘があるまで、Aの欠席が続いているにも関わらず、Aの学習権保障の観点での対応ができなかった。学校の設置者は、学校がAの学習権保障をしているかについて確認する時期が遅かった。

(ウ) 学校の設置者について

・学校間の情報伝達体制が十分ではなかった

学区内で進学する子どもは、中学校で人間関係を一から作るわけではない。小学校での人間関係を一定程度前提として中学校生活をスタートさせることになる。そのため、子どもが中学校で、安心して過ごせる学校づくりのためには、学校間で情報伝達が必要となる。

A及びBは同じ小学校出身であり、本件いじめの背景としてA及びBの小学校時代からの関係性が挙げられる。学校の設置者が学校間の情報伝達体制を整え、学校が入学当初からA及びBの関係性等を十分に把握していたなら、学校はいじめの認知や1学期中の学校対応が異なるものとなっていた可能性は否定できないように思われる。どのような情報を、どの程度、学校間で情報伝達すればよいかは、一義的に決まるものではないだろうが、全ての子どもが、人間関係の不安なく、進学先で学校生活をスタートできるにはどのような体制を構築すればよいか。学校の設置者は、各学校任せにすることなく、学校の設置者として検討してもらいたい。

- ・学校の設置者による学校へのいじめ防止等に向けた指導が十分ではなかった

「長野市いじめ防止等のための基本的な方針」において、いじめの防止等のために、学校の設置者が行う各種施策を定めているところ、学校が1学期のいじめ事案の対応として不十分・不適切な点があった背景には、学校の設置者による学校への指導が十分でなかったこともあげられる。

10 学校及び学校の設置者の再発防止策

(1) 学校について

- ・多くの生徒が共に生活する学校において、お互いが安心できる学校生活のために、他人の持ち物を勝手に使ったり、持ち出したりすることのないよう、自分の持ち物には記名することなども改めて全校生徒への指導を徹底する。また、使用していない教室や、貴重品等を置いている教室については、施錠することを全職員で徹底する。
- ・いじめ事案に限らず、日頃の生徒の様子や出来事について、情報が確実に共有されるために、担任・副担任のペアで対応する体制を整える。
- ・管理職に直通で情報共有できる窓口を設置し、担任をはじめ全ての職員が日常の指導における悩み事等について気軽に相談できる環境づくりを行う。
- ・いじめ事案について聴き取った内容や確認した事実を確実に組織で共有するために、統一したフォーマットに記録し、集約した記録は組織内で確実に共有することを徹底する。
- ・学校基本方針の内容を改めて全職員で確認するとともに、いじめが疑われる事案が発生した場合には、学校基本方針に基づき、組織で状況を把握し、管理職等の指示を仰ぎながら、速やかに保護者に連絡することを徹底する。その際、情報が錯綜しないよう、保護者への連絡窓口を一本化する。
- ・登校ができていない生徒の学習機会の確保のために、生徒及びその保護者と相談しながらオンライン授業等の学習支援や登校支援について体制を整える。
- ・管理職は、組織で検討した指導や支援について、確実に実行されているかどうかを確認し、進捗状況を確実に把握し、助言する。

(2) 学校の設置者について

- ・ 中学校への進学時に、小学校における児童の様々な情報が適切に引き継がれるよう、改めて各校に引継ぎの徹底を指導する。
- ・ 市教委が学校と連携しながら事案に対応する際は、関係する児童生徒やその保護者への指導や支援について、情報共有を図ると共に、登校支援や学習保障を含めた見届けまで確認することを徹底する。
- ・ 定期的実施している不登校児童生徒の調査に係る、学校の記載について、いじめ防止対策推進法やガイドラインに則って児童生徒の様子を適切に把握して報告することの徹底を指導する。
- ・ 年度当初から、いじめ事案への対応について担任をはじめ全ての職員の参考となる対応Q&A資料を含む、職員研修用資料を新たに作成し、活用の推進を図る。